

改正

平成23年 2 月24日 条例第27号

平成28年 3 月24日 条例第30号

令和 4 年12月23日 条例第31号

立川市情報公開条例

立川市公文書公開条例（平成元年立川市条例第54号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、何人にも市政に関する知る権利を保障するとともに、情報公開の総合的な推進について必要な事項を定めることにより、市が市政に関し市民に説明する責務を全うするようにし、もって市民の理解と批判の下に、公正で透明な行政を推進し、市民の市政への参画を促進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

（2） 公文書 実施機関の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に規定する一般職及び特別職の職員をいう。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 広報、書籍その他不特定多数の者に配布又は販売することを目的として発行されるもの

イ 立川市歴史民俗資料館条例（昭和60年立川市条例第30号）に基づいて設置された資料館その他の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの

（3） 公文書の公開 実施機関がこの条例の規定に基づき、公文書の公開を請求するものに対して、公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求するものの権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

(公開の請求方法)

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、実施機関に対して、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出してしなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）
- (2) 公開請求に係る公文書の名称その他の当該公文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の規定により提出された請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2

項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に定める記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 実施機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 実施機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(公文書の一部公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとして、前項の規定を適用する。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

2 前項の規定により、当該公開請求を拒否したときは、その経緯を第17条に規定する立川市情報公開審査会に報告しなければならない。

(公開請求に対する決定等)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨並びに公開をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第11条 前条各項による決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により公開請求者に通知しなければならない。

3 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から60日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等を行い、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(理由付記等)

第12条 実施機関は、第10条各項の規定により公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。

この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から明らかにされ得るものでなければならない。

- 2 実施機関は、前項の場合において、公開請求に係る公文書が、当該公文書の全部又は一部を公開しない旨の決定の日から1年以内にその全部又は一部を公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨を公開請求者に通知するものとする。

(第三者保護に関する手続)

第13条 公開請求に係る公文書に市及び公開請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、あらかじめ当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イに規定する情報に該当すると認められるとき。

- (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第4号ただし書に定める情報に該当すると認められるとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも14日間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに当該意見書（第16条の2及び第16条の3において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の方法)

第14条 公文書の公開は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第10条第1項の規定による通知書により指定した日時及び場所において行うものとする。ただし、電磁的記録については、閲覧、視聴、写しの交付等でその種別及び情報技術の進歩その他の情報化の進展状況を勘案し、別に定める方法により行うものとする。

- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書を直接閲覧又は視聴の方法で公開することにより、当該公

文書の適正な保存その他に支障が生ずるおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、当該公文書の写しにより公開することができる。

- 3 実施機関が公文書の公開をするため、第10条第1項に規定する書面により公開をする日時及び場所を指定したにもかかわらず、公開請求者が当該公開に応じない場合に、実施機関が再度、当初指定した日から14日以上の間をおいた日時及び場所を指定し、当該公開に応ずるよう催告をしても、公開請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、当該公開は適正に行われたものとみなす。

(他の法令等との調整)

第15条 実施機関は、法令等の規定により閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手続が定められている場合は、当該手続により当該公文書を公にし、この条例による公文書の公開をしないものとする。実施機関が管理する施設において、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができる」とされている図書、資料、刊行物等についても、同様とする。

(審理員による審理手続の適用除外)

第16条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第16条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号に掲げる場合を除き、立川市情報公開審査会に諮問し、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。）

- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第16条の3 前条の規定による諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次の各号に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審

査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第16条の4 第13条第3項の規定は、次の各号に掲げる裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）
を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

(情報公開審査会)

第17条 第16条の2第1項に規定する諮問に応じて審査請求に係る審査をし、又は情報公開の推進に関する必要な事項を審議するため、立川市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、優れた識見を有する者のうちから市長が任命する委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。
- 4 審査会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。
- 5 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、当該職務を代理する。
- 7 審査会は、会長が招集する。
- 8 審査会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 9 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 10 審査会は、必要があると認めるときは、関係実施機関の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料を提出させることができる。
- 11 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(審査会の調査権限)

第18条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることはできない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第18条の2 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、意見書又は資料の提出を認めることができる。この場合において、審査請求人等は、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

4 審査会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出されたときは、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

（提出資料の閲覧等）

第19条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かななければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

(審査会の公開の可否)

第20条 審査会が行う審査請求に係る審査については、公開しない。

- 2 審査会が行う情報公開の推進に関する必要な事項の審議については、当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが認められる場合を除き、公開するものとする。

(情報公開の総合的推進)

第21条 実施機関は、この条例による公文書の公開のほか、情報提供及び情報公表施策の充実を図り、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(公文書の管理及び検索)

第22条 実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する必要な事項を定めることにより、公文書を適正に管理するものとする。

- 2 実施機関は、公文書を検索するために必要な資料を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(出資法人の情報公開)

第23条 市長は、市が出資その他財政支出等を行っている法人が保有する情報の公開及び提供が推進されるよう、当該法人に対し、必要な措置を講じるよう協力の要請を行うものとする。

(指定管理者の情報公開)

第23条の2 市の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報の公開を行うため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(実施状況の公表)

第24条 市長は、毎年1回各実施機関が行った公文書の公開の実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の立川市公文書公開条例（以下「旧条例」という。）

第6条の規定により、現にされている公文書の公開の請求は、この条例による改正後の立川市情報公開条例（以下「新条例」という。）第6条第1項の規定による公開請求とみなす。

3 この条例の施行の際、現にされている旧条例第11条に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、新条例第16条第1項に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。

4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定により行った処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によって行ったものとみなす。

5 旧条例第12条の規定により設置された立川市公文書公開審査会は、新条例第17条の規定によって設置された審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

6 この条例の施行の際、新条例第17条第2項の規定により新たに任命される審査会の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成14年5月31日までとする。

附 則（平成15年10月20日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第2号ウ、同条第3号及び第5号の改正規定中地方独立行政法人に係る部分は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年9月28日条例第63号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成23年2月24日条例第27号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日条例第30号）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 実施機関がした公開決定等又は公開請求に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた公開決定等又はこの条例の施行前にされた公開請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和4年12月23日条例第31号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。